

大切なわが家を守るため
考えてみませんか？

住宅の「地震対策」

① 既存木造住宅耐震診断無料診断（一般診断法）

要申込

対象となる住宅＝昭和56年以前に着工された2階建て以下の木造の一戸建て住宅・長屋・共同住宅であり、250㎡以下

募集件数＝残り6戸 ※9月中旬時点（申請書類が全てそろっている人で、先着順）

申込期限＝令和2年1月31日（金）まで（土・日曜、祝日と年末年始を除く）

② 既存木造住宅耐震改修工事補助金

要申込

（募集件数を満たしたため、受付を終了いたしました。）



③ 耐震シェルター設置工事補助金

要申込

対象となる住宅＝昭和56年5月31日以前に着工された3階建て以下の木造の一戸建て住宅・個人住宅であり、耐震診断が済み、耐震シェルター設置工事を行うもの

募集件数＝残り1件 ※9月中旬時点（申請書類が全てそろっている人で、先着順）

補助金額＝耐震シェルター設置工事の工事費用の2分の1（補助限度額は15万円）

工事期限＝補助金の交付決定日以降に着手し、12月末日までに完了する工事が対象

④ ブロック塀等撤去工事補助金

要申込

対象となるブロック塀等＝次のいずれにも該当する市内に設置されたもの

- ・道路等の路面又は地表面からブロック塀等の上端部までの高さが80cm以上のもの。
- ・道路等に面しているもの又はブロック塀等の高さが、ブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの。
- ・ブロック塀等点検表（第2号様式）の不適合項目が一つ以上あるもの。
- ・同一敷地内において過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

※道路等とは、建築基準法第42条に規定する道路もしくは学校が定める通学路。

募集件数＝残り3件 ※9月中旬時点（申請書類が全てそろっている人で、先着順）

補助金額＝以下のいずれか少ない額の2分の1（千円未満は切り捨て。補助限度額は15万円）

工事業者の見積額又は、撤去する補助対象ブロック塀等の見付面積に1㎡当たり1万円を乗じて得た額

工事期限＝補助金の交付決定日以降に着手し、12月末日までに完了する工事が対象

住宅相談窓口

住宅等の耐震化対策や高齢者のバリアフリー対策の推進、悪質リフォーム業者等によるトラブルの防止をすすめるため、無料相談窓口を開設しております。

相談内容＝住まいの新築・改修・耐震化・バリアフリー等に関する相談や、その他住まいに関する法律・制度等についての相談

相談日時＝毎月第3水曜 13時30分から 市役所内の会議室にて30分程度（来年3月を除く）

募集件数＝毎月5件 対象＝市内に居住の人か、市内に土地か家屋を有する人

申込期間＝開催月の第1水曜～第2水曜（土・日曜、祝日を除く）

共通事項

申込＝上記の申込期間の9時～17時に必要書類と印鑑を持って、入札検査課 施設整備室 308窓口へ提出

必要書類＝市ホームページからダウンロードするか、入札検査課 施設整備室 308窓口でも配布します。

詳細・問合せ＝入札検査課 施設整備室（市役所3階308窓口 内線646・647）